

国民年金の学生納付特例制度の申請について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2017年4月6日）

2017年4月から大学院に進学することになったので、国民年金の学生納付特例制度の申請を行いたいと考えています。

現在、桂キャンパスに通学しているのですが、申請を行う場合はどこに行けばよいのでしょうか？ホームページを調べたのですが、記載されていなかったため、お教え願います。

【回答】（回答日：2017年4月11日）

（教育推進・学生支援部 厚生課）

日本年金機構が指定した学生納付特例対象校に在学する学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。京都大学も対象校に含まれており、本学在学中の学生（聴講生・科目等履修生・研究生などを除く）もこの制度の対象者となっています。

一部の学校では学内に在学生のための申請窓口を設置していますが、これを設置するためには別途学生納付特例の代行事務を行う許認可を受ける必要があります。しかしながら京都大学は代行事務の許認可を受けていませんので、学内に申請窓口を設置することができません。したがって本学学生が制度の適用を受けるには、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金窓口もしくはお近くの年金事務所においてご自身で直接手続きする必要がありますので宜しくお願いいたします。

※参考

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の学生が対象となります。

（日本年金機構HPより <http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>）

問い合わせ先年金事務所の全国一覧もこのHPに掲載されています。